

第1回定期監査結果の報告について

平成16年8月9日
日本原燃株式会社

1. はじめに

当社品質保証体制の確立に係る改善策の実行を担保するため、6月10日に第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）と外部監査の契約を行ない、この第1回目の定期監査を7月12日から7月23日に受けました。

2. 第1回定期監査内容

第1回定期監査では、当社「再処理施設品質保証体制点検結果報告書（改訂）（平成16年3月17日）」の中で示された「品質保証体制の改善策」に係る当社改善活動を実施するための仕組み、実施手順等が適切に文書化され、社内の規定、要領書類等に反映されているかという点についての監査であり、事前書類審査を7月12日～16日、現場監査を7月20日～23日のスケジュールで受けました。

3. LRJの監査結果

LRJによる監査の結果、今回監査の対象とした当社品質保証体制の改善策に係る文書化状況については、「わずかな箇所について、記載内容の加筆・修正を必要とするものの、全体的には十分満足できる適切な文書化が行われていることを確認した」との評価を得ました。

4. 監査結果に対する当社評価とコメント事項への対応

今回の監査を通じ、当社品質保証体制の確立に係る改善策を実行するための仕組み、実施手順等がほぼでき上がっていることの評価を客観的な観点から受けることができました。

今後の品質保証体制改善の進捗状況については、今回のコメント事項に関する対応状況と併せ、確認・評価を受けることとしています。

なお、今回のLRJコメント事項（記載内容の加筆・修正を必要とする箇所）については、8月末を目途に必要な修正を行ない、当社品質保証体制改善の実行をより確実なものにして行く所存です。

関係資料

品質保証体制の改善策に対する第三者監査に関する報告書
（第1回定期監査：改善策の文書化状況の適切性確認）（平成16年7月
30日 ロイド・レジスター・ジャパン）

第1回定期監査におけるLRJコメント事項

「品質保証マネジメント会議運営要則」の文面からは「品質保証の考え方や安全の重要性について共有と連携を図る。」ということを明確に読み取れない。

「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」において、協力会社の責任者に対しても「品質方針」を周知するということが、直接的な表現として確認できなかった。

企業倫理相談窓口「ダイレクトライン」によせられた事案のうち、当社施設の安全性や操業に関する事案については、ホームページにて公開することになっているが、公開手順が読み取れないため公開手順の文書化が望まれる。

以上

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)

代表取締役

パトリック・ウォルター・ハンター・カ



品質保証体制の改善策に対する第三者監査に関する報告書 (第1回定期監査：改善策の文書化状況の適切性確認)

日本原燃株式会社殿から、主題の監査事項の適切性確認の依頼を受け、当社の監査員により「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)(平成16年3月17日)」に係る日本原燃株式会社殿の改善活動について、第三者機関として改善活動内容の適切性を確認するために監査を実施いたしました。

第1回定期監査では、上記報告書に示された「品質保証体制の改善策の具体的内容」の実施の仕組み及び実施手順等が適切に文書化されているかについて監査を実施しましたので報告致します。

記

1. 業務内容及び目的

本定期監査では、日本原燃株式会社殿作成の「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)(平成16年3月17日)」に示された「品質保証体制の改善策の具体的内容」の実施の仕組み及び実施手順等が適切に文書化されているかについての監査を実施しました。

2. 今回の監査業務に従事した監査員

野井 伸悟

3. 監査実施期間

1) 事前書類審査：平成16年07月12日～平成16年07月16日

2) 現場監査：平成16年07月20日～平成16年07月23日

4. 監査範囲及び内容

監査は「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)(平成16年3月17日)」の「品質保証体制の改善策の具体的内容」に示された改善策の実施の仕組み及び実施手順等が適切に文書化されているかについて実施しました。

監査対象とした文書を添付資料-1(第1回定期監査対象文書リスト)に示します。

5. 監査日程及び対象部署

監査日程及び監査対象部署は、添付資料-2に示します。

6. 監査結果及び結論

監査項目に対する結果のまとめは、添付資料-3「品質保証体制の改善策の実施状況に対する第三者監査結果のまとめ」に示します。

結論として、日本原燃株式会社殿が行われた「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)(平成16年3月17日)(添付-17)」に基づく品質保証体制の改善策の文書化は、わずかな箇所について、記載内容の加筆・修正を必要とするものの、全体的には十分満足できる適切な文書化が行われていることを確認致しました。

なお、詳細は、別紙-1「品質保証体制の改善策の実施状況に対する第三者監査 チェックシート」に記載いたしました。

この結果を基に、次回の定期監査においては文書化された業務の実施状況の適切性を確認させていただきます。

— 以上 —

第1回定期監査対象文書リスト

番号	文書名称	備考
1	「職制規程」(規程第3号-34)	
2	「職務権限規程」(規程第4号-27)	
3	「品質保証規程」(規程第38号-10)	
4	「トップマネジメント補佐要領」(要領品証室第1号-1)	
5	「内部監査要則」(要則品証室第3号)	
6	「品質保証に係る顧問会運営要則」(要則品証室第6号)	
7	「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」(要則品証室第2号)	
8	「品質保証計画書」(要則品証室第1号)	
9	「再処理事業部 品質保証計画書」(要則再事部第5号-7)	
10	「平成16年度事業計画」	
11	「再処理事業部 品質保証推進会議運営要領」(要領再事部第10号-5)	
12	「再処理事業部 品質重要度分類基準」(要領再事部第53号-2)	
13	「再処理事業部 検査及び試験管理要領」(要領再事部第7号-5)	
14	「再処理事業部 据付施工要領書/試験検査要領書作成基準」(施工管理基準第5号)	
15	「再処理事業部 製作及び据付・施工管理要領」(要領再事部第8号-5)	
16	「再処理事業部 火災・爆発防護設計基準」(設計管理基準第29号)	
17	「再処理事業部 配管設計基準」(設計管理基準第28号)	
18	「再処理事業部 建屋換気設備 機器・ダクト設備設計基準」(設計管理基準第17号)	
19	「再処理事業部 機器設計基準」(設計管理基準第20号)	
20	「再処理事業部 計器選定基準」(設計管理基準第23号)	
21	「再処理事業部 不適合等管理要領」(要領再事部第11号-6)	
22	「再処理事業部 不適合管理要領(建設段階編)」(要領再事部第56号-1)	
23	「評定制度の仕組み(特別管理職編)」(平成16年4月)	
24	「再処理事業部 技術・技能認定制度運用細則」(A4-P4-05-001-00)	
25	「管理者能力向上研修」稟議書	
26	「出向者導入研修」稟議書	
27	「平成16年度品質目標の具体的展開(品質保証室)」(品証B0-04-009-R01)	
28	「管理者能力向上研修」稟議書	
29	「新任役職者(副長)研修」稟議書	
30	「出向者導入研修」稟議書	
31	「新入社員スタートアップ研修」稟議書	
32	「人事・労務システム(研修管理)の改修について」稟議書	
33	「資材契約事務要則」(要則業管室第9号-4)	
34	「取引先管理要領」(要領業管室第10号)	
35	「再処理事業部 調達管理要領」(要領再事部第5号-4)	
36	「再処理事業部 調達先管理細則」(A4-P1-14-003-00)	
37	「再処理事業部 品質監査要領」(要領再事部第106号-4)	
38	「不適合管理要則」(要則品証室第4号)	
39	「品質保証マネジメント会議運営要則」(要則品証室第7号)	
40	「再処理事業部 品質保証連絡会細則」(A4-P1-14-001-08)	
41	「改善活動情報運営要則」(案)	
42	「教育訓練要領」(要領品証室第5号-1)	
43	「評定の手引き(一般管理職および一般職編)」	

品質保証体制の改善策の実施状況に対する第三者監査実施スケジュール

実施時刻	内容	場所	対応者
7月20日 (火)	9:00~9:20	オープニングミーティング	品質保証室: <input type="checkbox"/> 室長、 <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 主任 経営企画室: <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> 部長、 <input type="checkbox"/> 課長 業務管理室: <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> GL
	9:20~12:05	[監査]品質保証室 文書化状況監査	品質保証室: 品質計画G <input type="checkbox"/> 副部長
	12:00~13:00	昼食	
	13:05~16:30	[監査]再処理事業部 文書化状況	再処理事業部 品質管理課 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 担当
	16:30~17:00	審査員のとめ/事務局との打合せ	品質保証室: <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> 課長
	9:00~9:30	前日の報告等	品質保証室: 品質監査G <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 主任 再処理事業部 品質管理課 <input type="checkbox"/> 課長
	9:30~12:00	[監査]再処理事業部 文書化状況	再処理事業部 品質管理課 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 担当 教育課 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 副長、 <input type="checkbox"/> 許認可業務課 <input type="checkbox"/> 課長 技術部 管理課 <input type="checkbox"/> 担当
	12:00~13:00	昼食	
	13:00~15:00	[監査]再処理事業部 文書化状況	再処理事業部 品質管理課 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 担当 教育課 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 副長、 <input type="checkbox"/> 許認可業務課 <input type="checkbox"/> 課長
	15:00~15:30	[監査]品質保証室 文書化状況監査	品質保証室: 品質計画G <input type="checkbox"/> 副部長
7月21日 (水)	15:30~17:00	[監査]再処理事業部 文書化状況	再処理事業部 品質管理課 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 課長
	9:00~9:30	前日の報告等	品質保証室: 品質監査G <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 主任
	9:30~10:30	[監査]資材管理G 文書化状況	業務管理室: 資材管理G <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> 副長
	10:30~11:45	[監査]人事・能力開発G 文書化状況	業務管理室: 人事G <input type="checkbox"/> GL、能力開発G <input type="checkbox"/> GL 再処理事業部 品質管理課: 教育課 <input type="checkbox"/> 課長
	12:00~13:00	昼食	
	13:00~14:05	[監査]経営システムG 文書化状況	経営企画室: 経営システムG <input type="checkbox"/> GL、企画調査G <input type="checkbox"/> 副長
	14:05~14:30	[監査]広報渉外室 文書化状況	広報渉外室: <input type="checkbox"/> 部長、 <input type="checkbox"/> 副部長
	14:30~17:00	審査員のとめ/事務局との打合せ	品質保証室: 品質監査G <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 主任 品質保証室: 品質監査G <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 主任
	9:00~9:30	前日の報告等	品質保証室: 品質監査G <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> 課長、 <input type="checkbox"/> 主任
	7月23日 (金)	9:30~11:00	審査員報告書まとめ
11:00~12:00		クロージングミーティング	業務管理室: <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> GL、 <input type="checkbox"/> 副長、 <input type="checkbox"/> 副長 広報渉外室: <input type="checkbox"/> 副部長

注記: 個人名はプライバシー保護のためマスキングとする (日本原稿)

品質保証体制の改善策の実施状況に対する第三者監査結果のまとめ

No.	品質保証体制の改善策に対する文書化状況のまとめ
1	<p data-bbox="272 300 1476 344">トップマネジメントによる品質保証の徹底</p> <p data-bbox="272 344 1476 472">①「体制(組織)の改善」として、品質保証室の設置、品質保証に係る顧問会の設置及び再処理事業部内の自己アセスメントと独立アセスメントの明確化に関して適切な文書化が行われていることを確認致しました。</p> <p data-bbox="272 472 1476 658">②「トップマネジメントのコミットメント」に関しては、安全の重要性の組織内への周知、品質方針の設定、品質目標の設定を確実にすること、トップマネジメントレビューの実施及び資源の使用を確実に行うこと等において、一部、加筆・修正を必要とする文書が観察されましたが、全体的には十分適切な文書化が行われていることを確認いたしました。</p>
2	<p data-bbox="272 680 1476 725">再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善</p> <p data-bbox="272 725 1476 875">①「品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し」に関して、品質グレードの見直し、検証・妥当性確認等の合否判定基準の明確化、化学安全の確保、不適合処理の明確化ならびにトップマネジメントの関与について適切な文書化が行われていることを確認しました。</p> <p data-bbox="272 875 1476 972">②「再処理事業部における品質保証関連組織の拡充」として、品質管理部と保安監査部との業務分担を明確にした文書化が行われていることを確認しました。</p>
3	<p data-bbox="272 972 1476 1016">品質保証を重視した人員配置と人材育成</p> <p data-bbox="272 1016 1476 1128">①「人員配置」に関して、プロパー社員の力量の向上及び比率の拡大ならびに出向社員に対する評価・受入れ計画、加えて品質保証、コンプライアンス等に関する認識の向上策に関して、適切な文書化が行われていることを確認しました。</p> <p data-bbox="272 1128 1476 1308">②「人材育成」として、力量の明確化と達成のためのカリキュラム、資格の整備、教育・訓練の有効性評価、業務の意味と品質保証等の重要性認識の徹底等に関して文書化もしくは稟議書に計画されていることを確認しました。なお、現在、稟議・決済されている教育・訓練関連の改善策に関しては、平成17年度を目標に文書化が計画されています。</p>
4	<p data-bbox="272 1308 1476 1352">協力会社を含めた品質保証活動の徹底</p> <p data-bbox="272 1352 1476 1532">①調達管理の徹底・強化を通して、調達要求事項に調達製品が適合することを確実にすること、協力会社における品質保証活動の実施状況の確認、不適合情報の共有化、企業倫理相談窓口「ダイレクトライン」についての適切な文書化が行われていることを確認致しましたが、「ダイレクトライン」に寄せられる事案のうち、設備の安全性や操業に関する事案についてホームページに公開する手順の文書化が望まれます。</p> <p data-bbox="272 1532 1476 1711">②より良いコミュニケーションの確立について、協力会社と一体となった品質保証活動を有効に機能させるため、協力会社との双方向のコミュニケーションの確立を図るための方策を含む文書化が適切に行われていることを確認致しました。</p>
結 論	
<p data-bbox="172 1778 1487 1912">日本原燃株式会社殿が行われた「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)(平成16年3月17日)」に基づく品質保証体制の改善策の文書化は、わずかな箇所について、記載内容の加筆・修正を必要とするものの、全体的には十分満足できる適切な文書化が行われていることを確認致しました。</p> <p data-bbox="172 1912 1487 2036">なお、監査項目に対する結果の詳細は、別紙-1「品質保証体制の改善策の実施状況に対する第三者監査 チェックシート」に記載致します。</p>	

品質保証体制の改善策の実施状況に対する第三者監査 チェックシート

第1回定期監査（改善策の文書化確認結果）

平成16年7月23日

L R J

品質保証体制の改善策（日本原燃㈱再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>1. トップマネジメントによる品質保証の徹底</p> <p>【体制（組織）改善】</p> <p>a. 品質保証室の設置（経営企画室、品質保証室）</p> <p>1) 管理責任者として任命する役員級をリーダーとする「品質保証室」を設置する。（平成16年2月18日の経営委員会にて決定）</p> <p>2) 社長直属の専任スタッフとし、品質保証活動の経験を有する社員で構成。</p> <p>3) 全社品質保証活動の推進（品質マネジメントシステムの構築、運営・推進（社内、協力会社への展開に係る補佐を含む。）、及び事業部や人事等の共通部門である「室」に対する品質監査を行う。</p> <p>4) 理事を室長とする「品質保証室」の設立準備室を3月1日に発足（9名）。責任及び権限について、職制規程、職務権限規程及び品質保証規程に規定し、保安規定認可後に設置。（平成16年4月上旬目途）</p>	<p>品質保証室の設置、分掌業務、責任、権限等について、以下の規程類に規定されています。</p> <p>「職制規程」（規程第3号-34）</p> <p>「職務権限規程」（規程第4号-28）</p> <p>「品質保証規程」（規程第38号-10）</p> <p>また、社長が行う品質保証活動を補佐するために品質保証室が行う業務が「トップマネジメント補佐要領」（要領品証室第1号-1）に、品質保証室が行う、事業部、室に対する内部監査の要領が「内部監査要領」（要領品証室第3号）に規定されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>2)：品質保証室のスタッフに對する力量の保持について は、教育訓練要領(要領品証室第5号-1)において規定されています。</p>
<p>b. 品質保証に係る顧問会の設置（品質保証室）</p> <p>1) トップマネジメントが、品質マネジメントに関して第三者からのアドバイス・評価を受ける方策として、「品質保証に係る顧問会」を設置する。品質保証規程にて規定。（平成16年3月中旬改訂予定）</p>	<p>品質保証に係る顧問会の設置は「品質保証規程」（規程第38号-10）第10条に規定されています。</p> <p>また、同顧問会の構成、運営等の要領については「品質保証に係る顧問会運営要領」（要領品証室第6号）に規定されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>

品質保証体制の改善策（日本原燃燃料再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>c. 再処理事業部内の自己アセスメントと独立アセスメントの明確化（経営企画室、再処理事業部）</p> <p>1) 再処理事業部 技術部において品質管理活動*1を実施している部門を分離独立させ、再処理事業部の自己アセスメント*2の実施箇所として「品質管理部」（約40名）を設置。</p> <p>2) 「品質管理部」については、責任及び権限を関係諸規程にて規定し、保安規定認可後速やかに設置。（平成16年4月上旬目途）</p> <p>3) これに伴い、既存の「保安監査部」（約20名）は、再処理事業部の独立アセスメント*2の実施箇所としての役割を明確化。</p> <p>*1：業務の計画及び実施に関し計画-実施-評価-改善（以下、「PDCA」という。）を回すことを「品質管理」とし、再処理事業規則第8条の6（保安活動の計画）に規定される JIS Q 9000:2000 によると、品質に関して組織を指揮し管理するための調整された活動を“品質マネジメント”とし、“品質保証”（品質要求事項が満たされるといふ確信を与えること）、“品質管理”（品質要求事項を満たすこと）は“品質マネジメントシステム”の一部としている。]</p> <p>*2：JEAC 4111 の精神の基本となつて IAEA 基準(50-C/SG-Q:1996)では管理者の自己アセスメント（マネジメントレビューや品質目標を展開する一連の活動に対応）と独立アセスメント（アセスメントの対象となる業務に直接かわらず、実施上の十分な権限及び組織上の自由を持つ者が行うアセスメント。外部機関でも可）が求められている。JEAC 4111 では解説で「本項にて規定される事項に対応し、相違はない。」としている。</p>	<p>「品質管理部」の設置、「品質管理部」と「保安監査部」の分掌業務（役割分担）については、「職制規程（規程第3号-34）別紙-2 分掌業務」中に明記されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>

品質保証体制の改善策（日本原燃燃附再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>【トップマネジメントのコミットメント】</p> <p>a. 安全の重要性を組織内に周知</p> <p>1) 社長は、品質方針の説明時及び原子力安全月間などの機会を活用し、日本原燃行動憲章の徹底などコンピュータライアンスと原子力安全等の重要性について社内へ周知。さらに、社内イントラネット、社報などの手段で常時社員の目に止まるようにし、周知を確かなものとする。（品質保証室）</p> <p>2) 社長は、協力会社の経営層との間で「品質保証マネジメント会議」を設けて、品質保証の考え方及び安全の重要性について共有と連携を図る。（平成16年2月24日に説明会を開き、4月中旬に開催し、2回/年開催）（品質保証室）</p> <p>各層において実施する品質保証に関する意見交換や協力等の活動については、トップマネジメントレビューの際に、確認・評価。（品質保証室）</p>	<p>コンピュータライアンス、原子力安全等の重要性について社長が社内周知を行うことは、「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」第3条に規定されています。</p> <p>「品質保証マネジメント会議」を設置することは「品質保証規程」（規程第38号-10）第11条に、また、その運営については、「品質保証マネジメント会議運営要則」（要則品証室第7号）に規定されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p> <p>□：記載内容良 ■：コメントあり</p>	<p>なし</p> <p>2) 適切な運用は確認しましたが、「品質保証マネジメント会議運営要則」（要則品証室第7号）の文面からは「品質保証の考え方及び安全の重要性について共有と連携を図る。」ということができませんでした。</p>
<p>b. 品質方針を設定</p> <p>1) 社長は、下記の品質方針設定に関する要求事項に適合する「品質方針」を策定し、社達として全社員に周知し、協力会社の責任者に対しても同内容を周知。（平成16年3月8日設定）（品質保証室）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自社の経営方針や経営理念と矛盾しないこと。原子力施設の事業者の目的である原子力安全の達成に対して適切であること。 ② 業務に対する要求事項への適合や、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するトップマネジメントのコミットメントが含まれていること。 ③ 品質目標の設定や見直しの指針となること。このため品質方針や品質目標の相互関係を、組織上の位置付けとして明確化すること。 ④ 組織全体に適切な方法で確実に伝達し、品質方針を履行し、達成するためのプロセスでの自分の役割と責任を社員に理解させる。 ⑤ 品質方針が引き続き有効であるかの見直しの手順を確立し、これに従って定められた間隔で見直しの必要性を検討する。 	<p>社長が行う品質方針の設定については「品質保証規程」（規程第38号-10）第4条、「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」（要則品証室第2号）第3条、第4条、並びに「品質保証計画書」（要則品証室第1号-1）5.3等に規定されています。（品質方針の周知状況については、第2回監査で確認します。）</p>	<p>□：記載内容良 ■：コメントあり</p>	<p>1) 「品質方針」を策定し、社達として全社員に周知することについては、「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」（要則品証室第2号）第3条及び第4条に明確に記載されていますが、「協力会社の責任者に対しても同内容を周知」する件については、直接的な表現として確認することができませんでした。</p>

品質保証体制の改善策（日本原燃燃再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>c. 品質目標の設定（品質保証室、再処理事業部）</p> <p>1) 策定された品質方針に基づき、社長は、品質保証室の補佐のもと、全3事業部を対象として、事業部ごとに品質保証活動に関するトップヒアリングを行う。再処理事業部長は、トップヒアリングを通じて品質目標を策定し、再処理事業部内及び協力会社責任者に対してメール等により周知徹底する。品質目標は、各部署の業務計画に織り込み、部長、課長が展開する。（平成16年3月下旬設定）</p> <p>2) 社長は、再処理事業部の品質目標についてレビューを実施し品質目標を確定する。（平成16年3月下旬開始）</p>	<p>品質目標に関し社長が行う職務内容は、「品質保証規程」（規程第38号-10）第4条、「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」（要則品証室第2号）第5条、「トップマネジメント補佐要領」（要領品証室第1号-1）4.に規定されています。</p> <p>再処理事業部が行う品質目標の設定及びその展開については、「再処理事業部品質保証計画書」（要則再処理部第5号-7）第5章4(1)に記載されています。</p> <p>（品質目標の周知状況については、第2回定期監査で確認します。）</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>
<p>d. トップマネジメントレビューの実施（品質保証室）</p> <p>1) 社長は、品質目標の達成状況、品質監査結果などを総合的に品質保証活動を評価し確認するとともに、トップマネジメントの意思と現場の考えを相互に確認し、他事業部への水平展開を含む改善の施策や今後の活動方針を定めることを目的として、トップマネジメントレビューを実施する。（年間4回実施）</p> <p>2) 評価に当たっては、現場の確認、社員へのインタビューを実施する。</p>	<p>社長が行うトップマネジメントレビューの実施要領については、「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」（要則品証室第2号）第8条に本内容に相当する記載があります。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>
<p>e. 資源が使用できることを確実にする</p> <p>1) 社長は、マネジメントレビュー結果などにより資源の再配分や増強の必要性を判断し、要員計画、予算などへの反映を指示する。（品質保証室）</p> <p>2) 要員計画に関しては、力量の蓄積・定着化を目指し、当社採用社員（以下、「プロパー社員」という）の比率を増加させる。（具体的には、15年後の平成31年には現行の約60%から約90%に増加させることを目安として要員計画を策定）（業務管理室）</p> <p>3) 再処理事業部の管理責任者の責務として、再処理事業部長は品質マネジメントシステムの改善や資源の必要性についてトップマネジメントに報告・具申する。（再処理事業部）</p> <p>以上a.～e.の取り組みについては、品質保証規程の下に「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則」を制定して規定する。本要則には、文書化に関する要求事項も含める。（平成16年3月下旬制定予定）（品質保証室）</p>	<p>マネジメントレビューによる社長の資源の必要性に関する判断は「トップマネジメントに係る品質マネジメント運営要則」（要則品証室第2号）第10条に規定されています。</p> <p>15年後のプロパー社員比率90%は「平成16年度事業計画」に反映されています。</p> <p>再処理事業部長による社長への報告、具申については、「再処理事業部品質保証計画書」（要則再処理部第5号-7）、「再処理事業部品質保証推進会議運営要領」（要領再処理部第10号-6）に規定されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>

品質保証体制の改善策 (日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より)	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>2. 再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善</p> <p>【品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し】</p> <p>a. 品質グレードの見直し (再処理事業部)</p> <p>1)再処理施設の品質管理レベルと検査レベルを品質重要度に応じて適用する旨を定めた「品質重要度分類基準」を見直す。</p> <p>2)これまで当社関与の薄かった「非放射性化学薬品系統」及びF施設プール等のライニングの溶接線のように「法定溶接検査の対象となっていない設備」について、化学安全の観点及び不具合発生時の影響(補修の困難さ)も勘案して品質重要度を上げる。また、それに応じて、当社の試験検査等に係る関与を深める。</p> <p>3)セル外の一般ユーティリティ(一般圧縮空気、ろ過水及び純水、一般冷却水、一般蒸気)は、放射性物質を内包せず、不具合が発生しても「原子力安全上問題とならないこと」及び「発見や処置が容易なこと」から、従来どおりの品質重要度に据置すが、要求事項を満たしていることを確実にするため、抜き打ち的検査手法を取り入れる。</p> <p>4)上記については、「品質重要度分類基準」に反映する。(平成16年3月末までに改訂)</p>	<p>改善策に係る品質グレードの見直しは、「再処理事業部 品質重要度分類基準」(要領再事部第53号-2)に反映されています。</p> <p>抜き打ち的検査手法を取り入れについては、「再処理事業部 検査及び試験管理要領(要領再事部第7号-5)」に反映されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p> <p>なし</p>	
<p>b. 検証、妥当性確認、監視・検査・試験活動の際の合否判定基準の明確化(再処理事業部)</p> <p>1)プール水漏えい等の不具合事象を含め製造過程で想定される不具合等をより確実に洗い出せるよう、今回の“設備及び建物の健全性確認”で設定した判断基準(管理要件)を、「製作及び据付・施工管理要領」、「試験・検査管理要領」又は「施工管理基準」等に反映する。(平成16年3月末までに実施)</p>	<p>“設備及び建物の健全性確認”で設定した判断基準(管理要件)については、「再処理事業部 据付施工要領書/試験検査要領書作成基準」(施工管理基準第5号)、「再処理事業部 製作及び据付・施工管理要領」(再事部第8号-5)、「再処理事業部 検査及び試験管理要領」(要領再事部第7号-5)に反映されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p> <p>なし</p>	

品質保証体制の改善策（日本原燃(株)再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>c. 化学安全の確保（再処理事業部）</p> <p>1) 高反応性試験（硝酸ヒドロキシルアミン、ヒドラジン）の系統設計基準を「設計管理基準」に追加する。（平成 16 年 3 月末までに実施）</p>	<p>高反応性試験の系統設計基準については、「再処理事業部 火災・爆発防護設計基準」（設計管理基準第 29 号）、「再処理事業部 配管設計基準」（設計管理基準第 28 号）、「再処理事業部 建屋換気設備 機器・ダクト設備設計基準」（設計管理基準第 17 号）、「再処理事業部 機器設計基準」（設計管理基準第 20 号）、「再処理事業部 計器選定基準」（設計管理基準第 23 号）に反映されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>
<p>d. 不適合処理の明確化（再処理事業部）</p> <p>1) 不適合処理票起票の定義が不明確であり、この点を明確化するよう「不適合管理要領」を改訂する。（平成 16 年 3 月末までに実施）</p>	<p>左記改善内容については、「再処理事業部 不適合管理要領」（要領再事部第 11 号-6）、「再処理事業部 不適合管理要領（建設段階編）」（要領再事部第 56 号-1）に反映されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>
<p>e. トップマネジメントの関与（再処理事業部）</p> <p>1) 再処理事業部長レビューを規定した「品質保証推進会議運営所則」を改訂し、トップマネジメント（社長）によるレビューにおいて再処理事業部長が報告する事項（インプット）を明確にする。</p> <p>2) また、再処理事業部の品質マネジメントシステムが継続的に改善できるよう、再処理事業部長レビューにて、その有効性の検証を行うことを明記する。（平成 16 年 3 月末までに改訂実施）</p>	<p>左記改善内容については、「再処理事業部 品質保証推進会議運営要領」（要領再事部第 10 号-5）4、(3) 及び (4) において規定されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>
<p>【再処理事業部における品質保証関連組織の拡充】</p> <p>1) 再処理事業部において、管理者の自己アセスメント（マネジメントレビュー）や品質目標を展開する一連の活動に対処）と独立アセスメント（アセスメントの対象となる業務に直接関わらず、実施上の十分な権限及び組織上の自由を持つ者が行うアセスメント）を実施する部署の役割分担を明確にし、PDCA サイクルを効果的に回し、継続的改善を達成するため、組織を見直す。（経営企画室）</p> <p>2) 新設する品質管理部と既設の保安監査部は、いずれも業務を直接実施する部門とは組織的に独立し、下記の役割分担に従って、品質マネジメントシステムの継続的改善に取り組む。（経営企画室）</p>	<p>「品質管理部」の設置、「品質管理部」と「保安監査部」の分掌業務（役割分担）については、「職制規程」（規程第 3 号-34 別紙-2 分掌業務（役割分担））中に規定されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>

品質保証体制の改善策（日本原燃㈱再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>a. 品質管理部</p> <p>1) 自己アセスメントに関する責任と権限を有する。</p> <p>2) 品質管理活動に関する業務として、下記を行う。</p> <p>①品質マネジメントシステムに基づき、再処理事業部内の品質保証計画書を策定</p> <p>②品質保証計画書に基づき、再処理事業部内の品質管理活動を運営・推進</p> <p>○不適合管理に係る水平展開の管理・推進</p> <p>○設工認・使用前検査・施設定期検査などの許認可対応事項の推進</p> <p>○技能教育・資格認定等の教育訓練プロセスの構築・運用</p> <p>○現場に向いての、施設定期自主検査及び使用前自主検査に係る現場での検査活動や作業指導</p> <p>○品質保証パトロール</p> <p>○作業安全 等</p> <p>3) これらにより、協力会社との契約に基づく品質保証計画書の確実な履行、品質保証意識の共有化を図る。</p> <p>要員数は約 40 名とし、業務実施部門からの要員の補充、定期的なローテーションを行い、要員の力量の確保、事業部内の品質マイナンドの醸成に努める。</p>	<p>「職制規程」（規程第 3 号-34 別紙-2 分掌業務）、及び不適合管理に係る水平展開の管理・推進については「再処理事業部 不適合等管理要領」（要領再事部第 11 号-6）中に規定されています。</p> <p>「再処理事業部 品質保証計画書」（要領再事部第 11 号-7）中の第 7 章 4.(3)b) に本事項に関して規定されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p> <p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p> <p>「定期的なローテーションを行う。」に関しては平成 17 年度に適用する予定となっています。</p>
<p>b. 保安監査部</p> <p>1) 独立アセスメントに関する責任と権限を有する。</p> <p>2) 再処理事業部内各部及び協力会社に対する品質監査を行い、その結果について再処理事業部長に報告する。</p> <p>3) 品質監査の過程で発見された不適合は、不適合管理に関する「不適合管理要領」に従って処理するよう所管部署に指示する。</p> <p>（保安監査部の業務に対する品質監査は、品質保証室が実施し、その業務が JEAC4111 に基づく品質マネジメントシステムに則して実施されていますことを確認し、再処理事業部内各部における品質監査の実態とあわせて、社長に報告する。また、保安監査部に対する品質監査の過程で発見した不適合については、「不適合管理要領」に基づき処理する。）</p> <p>要員は約 20 名とし、業務実施部門との定期的なローテーションを行う。</p>	<p>「再処理事業部 品質保証計画書」（要領再事部第 11 号-7）中の第 8 章 2.(2) に本事項に関して規定されています。</p> <p>「再処理事業部 品質保証計画書」（要領再事部第 11 号-7）中の第 8 章 3. に本事項に関して規定されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p> <p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p> <p>「定期的なローテーションを行う。」に関しては平成 17 年度に適用する予定となっています。</p>

品質保証体制の改善策（日本原燃㈱再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>3. 品質保証を重視した人員配置と人材育成</p> <p>【人員配置】</p> <p>○品質マネジメントシステムの効果的運用のための人員配置</p> <p>1)今後の再処理工場の運営を勘案し、教育訓練及び異動の面で柔軟な対応が可能であり、再処理技術に精通するとともに、再処理工場の特性を踏まえた安全文化を体得させることができるプロパー社員を主体とする体制に努めていく。(経営企画室)</p> <p>2)要員の6割以上がプロパー社員となり、育成も進んでいる状況を踏まえ、その育成と将来像をも考えた配置、人事ローテーションを行うとともに、OJTや社外研修などにより当該ポスト・職位に見合った力量まで到達したプロパー社員を、中核者として積極的に登用する。登用に当たっては、半期毎に実施する「業績評価」により上司が評価し、その結果を人事部門が総合的に評価して決定する。(業務管理室)</p> <p>3)この方針に従って作成している要員計画においては、プロパー社員を業務運営体制の中心に据えていくことを明確にしており、この結果、平成31年にはプロパー社員の比率を、9割に増加させる。(これまでの11年間で13%増加してきたものを、今後15年で29%増加させる)(業務管理室)</p> <p>4)このため、出向者の人事について独立性をもって適切に配置できるよう、電力会社からの適任者の出向期間の柔軟な対応を進めるよう努める。出向者については、半期毎に実施する「業績評価」により上司が評価し、その結果を人事部門が総合的に評価し、出向者の受入れ計画に反映する。(業務管理室)</p> <p>5)配置に当たっては、十分な訓練により必要な技術力を身に付けさせることはもとより、品質保証、コンプライアンス（法令遵守）及び安全文化に関する認識の涵養にも配慮する。(再処理事業部、室)</p>	<p>左記改善策を実現するため、「平成16年度事業計画」、「中核者として積極的に登用する。」ことを目的とした稟議書、及び評定の手引き(一般管理職および一般職編)に計画され、文書化されています。</p> <p>「出向者については、半期毎に実施する業務評定により上司が評価し、その結果を人事部門が総合的に評価する」ことは、「評定制度のしくみ(特別管理職編)」中に規定されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>

品質保証体制の改善策（日本原燃燃物再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>【人材育成】</p> <p>○再処理工場における原子力安全等に従事する管理職（2月末現在約50名）の力量について、特に技能・技術力について明確化し、習得のためのカリキュラム・資格等を明らかにし、必要な技能・技術力を身に付けさせるとともに、品質保証意識の向上を図る。（再処理事業部）</p> <p>①力量の明確化と達成のためのカリキュラム、資格の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職に求められるマネジメント等の能力については、年2回の業績評価において、事業部長の品質目標に基づき自らが担当する組織の重要課題を踏まえて設定する品質保証等に関する目標等によってその発揮度を評価することとし、手引きを見直す。（業務管理室）（平成16年3月末まで） ・再処理工場における運転部門の管理職の力量のうち、知識・技能については、ウラン試験段階及びアクリクテイク試験段階に応じて、「技能・技術認定制度」の認定要件の中で明確化する（平成16年4月より実施予定）。なお、その他部門の原子力安全等に関する業務に従事する管理職（原則としてライン課長級）については、順次力量を明確化していく。（再処理事業部） ・管理職としての力量を維持・向上させるため、課長級（プロパー社員・出向者）の者を対象として「管理者能力向上研修」を実施するとともに社外専門研修へ参加させる。（平成16年7月より実施予定）（業務管理室） <p>・管理者の出向者については、出向元会社に、求める力量を提示した上で受け入れる。また、当社固有の課題については、着任時の研修にて補充する。（研修は平成16年7月より実施）（業務管理室）</p>	<p>左記については、「評定制度の仕組み（特別管理職編）（平成16年4月）」が見直されています。</p> <p>左記の知識・技能については、「再処理事業部 技術・技能認定制度運用細則」の中で明確化されています。</p> <p>管理者能力の向上に関し「管理者能力向上研修」が計画され、稟議決定されています。</p> <p>新規出向者を対象とした「出向者導入研修」が計画され、稟議決定されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>「管理者能力向上研修」及び「出向者導入研修」に関する事項は平成17年度までに文書化が計画されています。</p>
<p>② 教育・訓練の有効性評価（業務管理室）</p> <p>原子力安全等に関する業務に従事する管理職は、これを担保する目標を設定するよう義務付け、上司がこれを評価する。具体的には業績評定表の業務目標欄に「品質保証に関する目標」を設定し、半期毎に上司が「業績評定」の中で面談を行った上で評価する。評定の結果により不足と思われる項目については、上司による指導又は社内研修・訓練の受講を義務付ける。（平成16年4月より実施）</p>	<p>左記内容を反映し、「評定制度の仕組み（特別管理職編）（平成16年4月）」が改正されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>

品質保証体制の改善策（日本原燃㈱再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>③ 業務の意味と品質保証等の重要性認識の徹底</p> <p>a. 研修カリキュラムの充実（品質保証室、業務管理室、再処理事業部） ・ 管理職には、ISO研修を推進するとともに、階層別研修、出向者導入研修及び再処理技術講座のカリキュラムに組み込む等により、品質保証、コンプライアンス及び安全文化化について意識向上を図る。（平成16年4月より実施予定）</p>	<p>ISO研修については、「平成16年度品質目標の具体的展開（品質保証室）」（品証B0-04-009-R01）の中で計画されています。</p> <p>また、品質保証、コンプライアンス及び安全文化に関する意識向上については、「管理者能力向上研修」、「新任役職者（副長・主任）研修」、「出向者導入研修」、「新入社員スタートアップ研修」等のカリキュラムの中に適宜折り込まれ、計画されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>
<p>b. 「技能・技術認定制度」における認定要件（再処理事業部） 再処理工場の換業要員を対象とする「技能・技術認定制度」について、現在の技能、技術に関する認定項目に加え、平成16年4月からは、品質保証、コンプライアンス及び安全文化についての教育実績を認定項目に含める。（4月から運転員を対象に導入し、順次拡大）</p>	<p>左記改善については、「再処理事業部 技術・技能認定制度運用細則」に反映されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>なし</p>
<p>④ 教育、訓練、技能及び経験の記録（業務管理室）</p> <p>1) 教育をしっかりと根付かせるため、各人の社内外研修・講習、法定教育等の受講履歴並びに技能検定、公的資格、通信教育受講履歴等を登録し一覧できるようにした「教育履歴管理システム」を平成16年度下期から運用を開始し、一貫した計画的育成を着実に進める。</p> <p>2) 再処理事業部で平成13年10月より運用中のシステムは、全社の「教育履歴管理システム」に統合する。</p>	<p>左記、教育・公的資格等の履歴一元管理システムの開発・運用については、「人事・労務システム（研修管理）の改修について」の中で、計画され、稟議・決裁されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p>	<p>平成17年度を目標に本内容の文書化が計画されています。</p>

品質保証体制の改善策（日本原燃㈱再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>4. 協力会社を含めた品質保証活動の徹底</p> <p>① 調達管理の徹底・強化 1) 規定された調達要求事項（仕様等）に調達製品が適合することを確実にするため、「資材契約事務要則」、「調達管理要領」及び「調達先管理所則」を改訂し、当社が実施する協力会社承認審査の際に協力会社（元請会社及び一次下請会社）の財務情報により経営状態を、並びに教育訓練計画又は実績等により品質保証、コンプライアンス及び安全文化に対する取り組み状況を評価することを明確にする。（平成16年3月末目途）（業務管理室、再処理事業部）</p> <p>2) 協力会社における品質保証活動の遂行状況については、協力会社（元請会社）が当社に提出し当社が承認する「品質保証計画書」の審査・承認するとともに、実施状況についての品質監査（一次下請けまで）等を通じて確認することとしており、これを的確に実施するため、「調達管理要領」、「品質保証監査要領」を再徹底する。（平成16年3月末目途）（再処理事業部）</p> <p>3) 当社と協力会社との不適合情報の共有化により不適合処理が確実に実行されるため、再処理事業部で実施中の品質保証連絡会に加え、常に両者の経営層が不適合処理の情報を共有できるように「(全社)不適合管理要則」を改訂し、不適合管理に関して当社と協力会社が共通認識に立てるシステムの構築を明確にする。（品質保証室）</p> <p>4) 当社及び協力会社を対象として運用している企業倫理相談窓口「ダイレクトライン」について、周知を徹底する。総務部門に設置された窓口では、社内及び協力会社から専用電話、電子メール、郵便私書箱で相談を受け付けている。受付事例は常務取締役をリーダーとするダイレクトライン運営チームにおいて、調査を実施し是正措置を決定して実施するが、内容に応じて協力会社にも調査依頼や是正措置の展開を行う。事例の受付、検討状況、是正措置の実施結果については、逐次、運営チームが社長に報告する。当社施設の安全性や操業に関する事案については、ホームページにて公開する。（経営企画室、広報渉外室）</p>	<p>元請会社については、「資材契約事務要則」（要領管理室第9号-4）、「取引先管理要領」（要領管理室第10号）の中で、取引先審査項目に品質保証、コンプライアンス及び安全文化の教育計画または実績を審査することが追加されています。また、一次下請会社については、「再処理事業部 調達管理要領」（要領再事部第5号-3）、「再処理事業部 調達先管理細則」の中で、一次下請会社の承認審査項目に経営状況、品質保証、コンプライアンス及び安全文化の教育計画または実績が評価項目として追加されています。</p> <p>協力会社の「品質保証計画書」の審査・承認並びに品質監査については「再処理事業部 調達管理要領」（要領再事部第5号-4）、「再処理事業部 品質監査要領」（要領再事部第106号-4）に規定されています。（同要領の再徹底状況については、第2回定期監査で確認します。）</p> <p>協力会社との情報の共有化を含め、全社的な展開が必要な不適合を対象とする、「不適合管理要則」（要領管理室第4号）が制定されています。</p> <p>協力会社及び取引先会社への周知を目的とした、「日本原燃企業倫理情報受付制度「ダイレクトライン」の周知の願い」の中で「ダイレクトライン」の概要、情報の処理手順等が文書化されています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p> <p>なし</p> <p>■：記載内容良 □：コメントあり</p> <p>なし</p> <p>■：記載内容良 □：コメントあり</p> <p>なし</p> <p>□：記載内容良 ■：コメントあり</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>左記内容は企業倫理情報取扱規程にも規定されています。また、「ホームページに公開」については、ホームページへの公開手順を文書化されることが望まれます。</p>

品質保証体制の改善策（日本原燃㈱再処理施設品質保証体制点検結果報告書より）	改善策等の文書化確認結果	判定	付記事項
<p>② より良いコミュニケーションの確立</p> <p>1) 協力会社と一体となった品質保証活動を有効に機能させる効果が期待できる協力会社との活発なコミュニケーションの推進の観点から、協力会社の品質保証、コンプライアンス及び安全文化に対する取り組み状況を確認する場づくりや協力会社の経営層を含む各層とのコミュニケーションに力を入れる。</p> <p>このための方策として、上記の規定類の改訂に加え、協力会社との双方向のコミュニケーションを確立するため、再処理事業部の品質保証連絡会及び合同パトロールの継続実施も含め、下記の取り組みを行う。</p> <p>a. 当社と協力会社の経営層による「品質保証マネジメント会議」を設置（説明会を実施：2月24日に37社、3月4日に10社）。「品質保証マネジメント会議」では、当社再処理施設、濃縮施設、埋設施設のPDCAサイクルに関する、当社並びに協力会社の取り組みを状況について、相互に発表・評価を行い、各社が主体的に行う品質保証の検討・改善を確立し、品質保証活動の活性化を促す場とする。（平成16年4月中旬開始、年2回開催）また、その結果はトップマネジメントレビューのインプットとして活用する。これらの会議内容及び品質マネジメントシステム上の位置付けを「品質保証マネジメント会議運営要則」（平成16年3月中旬制定予定）に記載する（品質保証室）。</p> <p>b. 各部門の各層毎の当社と協力会社のコミュニケーションの向上 品質管理部門は、要求事項を満たしていることを確実にするため、今後、工場体制への移行にともなう「再処理事業部（元請会社）の品質保証部門との間で月1回の頻度で実施していた「（再処理事業部）品質保証連絡会」を継続し、不適合情報の共有を図るとともに、委託及び改造工事に係わる協力会社（元請会社：平成16年2月現在、約40社）と作業現場の異物管理、損傷防止管理状況等について月1回の頻度で合同パトロールを開催（ウラン試験開始までに最低1回実施。特に、ウラン試験に向けた管理区域設定前の合同パトロールは、環境整備を兼ねて徹底的に行う。）（再処理事業部）</p> <p>事業部内各層は、社内でも実施している小集団活動を協力会社まで拡大し、合同の発表会の開催等（ウラン試験開始までに具体的な仕組みを検討・整備し、アクティブ試験までに最低1回実施）（経営企画室）</p>	<p>「品質保証マネジメント会議」を設置することは「品質保証規程」（規程第38号-10）第11条に、また、その運営については、「品質保証マニメント会議運営要則」（要則 品証室 第7号）に規定されています。</p> <p>再処理事業部の「品質保証連絡会及び合同パトロール」について、「再処理事業部 品質保証連絡会議細則」「再処理事業部 品質保証計画書」（要則再事部第5号-7）が制定されています。</p> <p>「改善活動情報運営要則」の案が作成され、社内調整が行われています。</p>	<p>■：記載内容良 □：コメントあり</p> <p>なし</p> <p>■：記載内容良 □：コメントあり</p> <p>なし</p>	<p>付記事項</p>